国内募集型企画旅行条件書

★お申込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください。

★この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面 の一部となります。

1.募集型企画旅行契約

この旅行はショーゼン・ツアー(以下「当社」といいます)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様 は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。旅行契約の内容・条件は、募集 広告(パンフレット等)の各コースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書、最終旅行日程表及び当社の「旅行業 約款(企画旅行契約の部)」(以下「企画旅行約款」といいます)によります。

2.旅行のお申込みと旅行契約の成立

(1) 当社にて当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、お申込みいただきます。

ご記入いただいた旅行申込書を当社にて確認し、当社が契約の締結を承諾したときに契約は成立するものとします。

(2) 電話等の通信手段によるご予約の場合は、予約の時点では契約は成立しておりません。 当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出が必要です。

- (3)①高齢者、②身体に障害をお持ちの方、③健康を害している方、④妊娠中の方、⑤補助犬使用者の方その他の特別な配 慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内これに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づ き、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- (4)お申込み時に20歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。15歳未満の方は保護者の同行を条件とすることがあ ります。

3.旅行代金

特別な定めのない場合、旅行開始日を基準として満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上12歳未満の方は、こども代金 となります。

4.追加代金

旅行追加金とは、①部屋タイプのグレードアップのための追加代金、②宿泊延長のための追加代金のことをいいます。

5.契約書面と最終旅王日程表のお渡し

- (1)当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関す
- る事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件等により構成されます。 (2)本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表(確定書面)を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。

6.旅行代金のお支払い

旅行代金は基本的には旅行終了後にお支払いいただきますが、お客様から申し出があった場合は当社との取り決めた日に お支払いいただくことも可能です。

7..旅行契約内容・代金の変更

当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊期間等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴 い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機 関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算して さかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。

8.取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対してお一人につき以下の表の料率の取 消料をお支払いいただきます。

取消し日		取消料		
	21日目以前	無料		
前日から起算して	20日目以降	代金の	20%	以内
	7日目以降	代金の	30%	以内
	前日に取り消し	代金の	40%	以内
出発日当日の取消し		代金の	50%	以内
旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合		代金の	100%	以内

9.取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

下記の場合は取消料はいただきません。(一部例示)

- (1)旅行契約内容に以下に例示するような重要な変更が行なわれたとき。
 - ①旅行開始日又は終了後の変更
 - ②宿泊期間の種類又は名称の変更
 - ③宿泊期間の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更
- (2)旅行代金が増額された場合
- (3) 当社が確定日程表を所定の日までに交付しない場合
- (4)当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能になったとき。

10.当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります。(一部例示)

- (1)旅行申込書を期日までにご提出されない場合
- (2) 申込条件の不適合
- (3)病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

11.当社の責任

当社は、当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは、損害を賠償いたします。お荷物に関係する賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)また次のような場合は原則として責任は負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

12.特別補償

当社はお客様が当旅行中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、通院見舞金として通院日数により1万~5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切おこなわれない旨明示され日については、当該日にお客様が被った被害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

13.旅程補償

旅行日程に下表の掲げる変更が行なわれた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基準となる旅行代金とは、募集広告又はパンフレットに表示の旅行代金に上記第4項の追加代金を加えた合計金額です。

少なが正は増みたまれるが正	1件あたりの率(%)	
当社が変更補償金を支払う変更		旅行開始後
①パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了後の変更	1.5	3.0
②パンフレット又は確定書面に記載した宿泊期間の種類又は名称の変更	1.0	2.0
③パンフレット又は確定書面に記載した宿泊期間の客室の種類、設備又は景観	1.0	2.0
その他の客室条件の変更	,.0	2.0
④上記①~③に掲げる変更のうち募集パンフレット又は確定書面のツアー・タイト	2.5	5.0
ル中に記載があった事項の変更		5.0

注1: パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された 旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取扱います。

注2: ④に掲げる変更については、①~③の料率を適用せず、④の料率を適用します。

注3: 1件とは、宿泊期間の場合1泊毎とします。

14.お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を補償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先で速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

15.お客様の交代

お客様は当社が承諾した場合、実費をお支払いいただくことにより交替することができます。

16.事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。

17.個人情報の取扱いについて

- (1) 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。又このほかに、当社では、①会社及び会社と連携する企業の商品やサービス、キャンペーンにご案内。②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。③アンケートのお願い。④特典サービスの提供。⑤統計資料の作成等に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2) 当社は、お申込みいただいた旅行の手配のために、運送・宿泊機関等及び手配代行者(必要な場合に限る。)に対し、お客様の氏名・住所・電話番号またはメールアドレス等を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。

18.募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款、(募集型企画旅行契約の部)によります。

19.その他

- (1)お客様に便宜をはかるために土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましてお客様の責任で購入していただきます。
- (2) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

- 旅館·ホテル等においてお客様が酒類·料理·その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税が課せられます。